別紙2

メールマガジン

●農業担い手メールマガジン　※10 月 30 日配信予定

・登録者数：15,000 名（農業経営者を含めた農業関係者の方々を対象）

【11 月は薬剤耐性対策推進月間です！】

「薬剤耐性（AMR）」という言葉をご存知ですか？
細菌感染の治療に用いられる抗菌剤は、私たちの生活に身近な薬のひとつです。抗菌剤の不適切な使用により、抗菌剤が効きにくくなる、または効かなくなることを薬剤耐性といい、薬剤耐性菌が増加すると、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して人の薬剤治療にも影響することが懸念されています。
畜産分野でも動物用医薬品や飼料添加物として使用されており、家畜の健康を維持し良質な畜産物を安定的に生産するためには、獣医師の診断に基づく抗菌剤の適切な使用が必要不可欠です。

生産段階における薬剤耐性対策には、獣医師、畜産農家などの様々な立場にある関係者が連携して、取り組む必要があります。
11 月の薬剤耐性対策推進月間に合わせて、畜産農家のみなさまに取り組んでいただきたい４つのポイントを確認しましょう。
１．適切な飼養衛生管理により感染症を予防し、抗菌剤を使用する機会を減らす。
２．家畜の健康状態を的確に把握し、異状が確認された場合は速やかに獣医師の診察を受ける。
３．獣医師が適切に診断できるように、病歴や病気の経過を詳しく獣医師に伝える。
４．獣医師からの指示に基づき、抗菌剤は用法・用量、使用禁止期間等を守って正しく使用する。治療効果を最大化し、薬剤耐性菌の発生を抑えることにつながる。

YouTube で動画を公開しておりますので、ぜひご覧ください。

◇ 畜産生産者の皆さまへ　薬剤耐性菌をご存じですか？（農林水産省公式 YouTube「maffchannel」）（30 秒 ver）
→ https://youtu.be/kgAR6ZIcw-g

◇ 薬剤耐性対策についてはこちら（農林水産省 Web）
→ https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/torikumi.html

◇ お問い合わせ先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（担当：薬剤耐性対策班）
TEL：03-3502-8097（直通）

●e-普及だより　※11 月 16 日配信予定

・登録者：主に都道府県にて普及指導員として働いている方

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

◆11 月は薬剤耐性対策推進月間です！関係者とが連携して薬剤耐性対策に取り組みましょう。【消費・安全局畜水産安全管理課】

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

薬剤耐性（ＡＭＲ）とは、抗菌剤が効きにくくなる、または効かなくなることをいいます。抗菌剤は人の治療だけでなく、畜産分野でも動物用医薬品や飼料添加物として使用されており、家畜の健康を維持し良質な畜産物を安定的に生産するためには抗菌剤の使用は必要不可欠です。

しかしながら、抗菌剤の不適切な使用により薬剤耐性菌が増加すると、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して人の薬剤治療に影響を及ぼすことが懸念されています。

薬剤耐性対策として、日頃の飼養衛生管理、洗浄・消毒の徹底などによる感染症の予防が重要です。普及指導員の皆様におかれましては適切な飼養衛生管理をはじめとした薬剤耐性対策について、畜産農家の皆様にお伝えいただきますようお願い申し上げます。

▼詳細はこちら

（参考 URL）

動物に使用する抗菌性物質について（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/torikumi.html

畜産生産者向け薬剤耐性対策普及啓発動画（Youtube）

https://www.youtube.com/watch?v=g_aV3SG8Z-g

※お問い合わせ先

農林水産省　消費・安全局　畜水産安全管理課　薬剤耐性対策班

（０３－３５０２－８０９７）